

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 (情報政策課)	1
○北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則 (道立病院室)	2
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市計画課)	4

規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第12号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の項中「（納付に係る部分を除く。）及び第41条第1項（納付に係る部分を除く。）」を「、第41条第1項及び第46条の6（これらの規定のうち申告に係る部分に限る。）」に改め、同項の次に次のように加える。

北海道地方卸売市場条例（昭和46年北海道条例第50号）	第6条及び第20条
-----------------------------	-----------

別表第1に次のように加える。

北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）	第8条第1項並びに第12条第1項及び第3項（これらの規定のうち申告に係る部分に限る。）
北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）	第13条第1項、第3項及び

号)	び第4項、第14条、第25条第1項、第3項及び第4項並びに第29条各項
----	-------------------------------------

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

規則名	手続等の根拠規定
温泉法施行細則（昭和23年北海道規則第156号）	第12条
北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）	第24条の3
と畜場法施行細則（昭和28年北海道規則第218号）	第7条及び第8条
北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）	第41条の6
北海道青少年健全育成条例施行規則（昭和30年北海道規則第28号）	第5条第6項
毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35号）	第12条の2第2項
災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）	第38条第2項
北海道立開拓記念館管理規則（昭和46年北海道規則第27号）	第8条第1項
医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）	第16条、第28条、第31条及び第34条の3
北海道地方卸売市場条例施行規則（昭和46年北海道規則第115号）	第7条及び第8条
北海道公害防止条例施行規則（昭和47年北海道規則第72号）	第16条（氏名等変更届出書に係る部分に限る。）及び第17条
森林組合法施行細則（昭和54年北海道規則第8号）	第9条、第11条及び第12条各項
化製場等に関する法律施行細則（昭和59年北海道規則第103号）	第15条
租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）	第7条
北海道立心身障害者総合相談所管理規則（昭和62年北海道規則第75号）	第4条第1項

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北海道規則第31号）	第8条
北海道立アイヌ総合センター条例施行規則（平成3年北海道規則第95号）	第4条第1項
北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年北海道規則第25号）	第6条（同条第6号に係る部分に限る。）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）	第5条第8項、第7条第2項及び第20条第2項
北海道林地開発許可に関する規則（平成12年北海道規則第48号）	第5条及び第7条第3項
北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第109号）	第5条各項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年北海道規則第58号）	第7条第1項、第11条及び第18条
北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（平成21年北海道規則第105号）	第20条及び第25条

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成23年3月28日から施行する。
（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。
第18条に次の1項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第8条の届出がされた場合には、前項に規定する部数の届出書の提出があったものとみなす。
（租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部改正）
- 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。
第10条に次の1項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第9条の規定によりその例によることとされる北海

道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第7条の規定による届出がされた場合には、前項に規定する部数の届出書の提出があったものとみなす。

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第13号

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。
別表第1の4の項から6の項までを次のように改める。

4 負担金、交付金、補償金又は賠償金に係る支出の原因となるべき契約その他の行為（総務部長の指定するものに限る。）	総務部長（総務部長の指定するものにあつては、財政課長）
5 1件の金額が300万円以上の支出の原因となるべき契約その他の行為（前号に掲げるもの、固定資産の取得に係るもの、償還金（企業債に係るものに限る。）に係るもの及び融通を受けた現金又は一時借入金に係る利子に係るものを除き、かつ、総務部長の指定するものに限る。）	総務部長（総務部長の指定するものにあつては、財政課長）
6 1件の金額が500万円以上の固定資産の取得又は処分	総務部長（1件の金額が7,000万円未満のものにあつては、財政課長）

第22号様式その1（第1葉）中「納入通知書」を「納入通知書及び領収証書㊦」に、

取りまとめ金融機関		を
-----------	--	---

加入者名	北海道病院事業会計管理者	振替口座		に改め、同
取りまとめ金融機関				

様式その1（第2葉）中「収入伝票」を「収入伝票㊦」に、

取りまとめ 金融機関	
---------------	--

を

加入者名	北海道病院事業会計管理者	振替口座	
取りまとめ金融機関			

に、

「
（第
一
次
収
納
金
融
機
関
保
存）
を
」
「
（第
一
次
収
納
金
融
機
関
保
存）
を
」

に改め、同様式その1（第3葉）中「領収済通知書」を「領収

済通知書㊦」に、

取りまとめ 金融機関	
---------------	--

を

加入者名	北海道病院事業会計管理者	振替口座	
取りまとめ金融機関			
取りまとめ店			

に改め、同

様式その1（第4葉）中

調 定 票

を

調 定 票

に改め、同

様式末尾欄外注1の事項中「に作成し、各葉をプリテングカーボンペーパーとする」を「に

より作成する」に改め、同様式その2表紙（表面）中「医事課」を「庶務課（子ども総合医療・療育センターにあっては、企画総務課）」に改め、同様式その2表紙（裏面）中

納入通知書及び領収証書	
取りまとめ 金融機関	
納入者	様

を

納入通知書及び領収証書㊦	
加入者名	北海道病院事業会計管理者
振替口座	
取りまとめ金融機関	
納入者	様

に改め、同様式その2中

「（道病院） 収入伝票

取りまとめ 金融機関	
---------------	--

を

「（道病院） 収入伝票㊦

加入者名	北海道病院事業会計管理者	振替口座	
取りまとめ金融機関			

に、

「
（第
一
次
収
納
金
融
機
関
保
存）
を
」
「
（第
一
次
収
納
金
融
機
関
保
存）
を
」

「（道病院） 領収済通知書

取りまとめ	
-------	--

を

金融機関

〔（道病院） 領収済通知書 ㊦〕

加入者名	北海道病院事業会計管理者	振替口座	
取りまとめ金融機関			
取りまとめ店			

に改め

る。

第25号様式末尾欄外注1の事項中「プリテングカーボンペーパーとする」を「複写式により作成する」に改める。

第32号様式その1末尾欄外注1の事項中「プリテングカーボンペーパーを使用する」を「複写式により作成する」に改める。

第34号様式注の事項中「プリテングカーボンペーパーとする」を「複写式により作成する」に改める。

第40号様式末尾欄外注の事項中「複写式に作成し、各葉をプリテングカーボンペーパーとする」を「各葉を複写式により作成する」に改める。

第40号様式の2（第1葉）中「納付書」を「納付書及び領収証書 ㊦」に、

取りまとめ金融機関			
-----------	--	--	--

を

加入者名	北海道病院事業会計管理者	振替口座	
取りまとめ金融機関			

に、

1	〔	〔	（納入者用）	〕	〕
	を				

票 ㊦〕に、

取りまとめ			
-------	--	--	--

を

金融機関

加入者名	北海道病院事業会計管理者	振替口座	
取りまとめ金融機関			

に、

〔（第一）次収納金融機関保存〕

〔（受第一）次付納金融機関保存〕

に改め、同様式（第3葉）中「領収済通知書」を「領収済通知書 ㊦」に、

取りまとめ金融機関			
-----------	--	--	--

を

加入者名	北海道病院事業会計管理者	振替口座	
取りまとめ金融機関			
取りまとめ店			

に改

める。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第14号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。

第9条の2に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の届出がされた場合には、同項に規定する通数の書面の提出があったものとみなす。

附 則

この規則は、平成23年3月28日から施行する。
